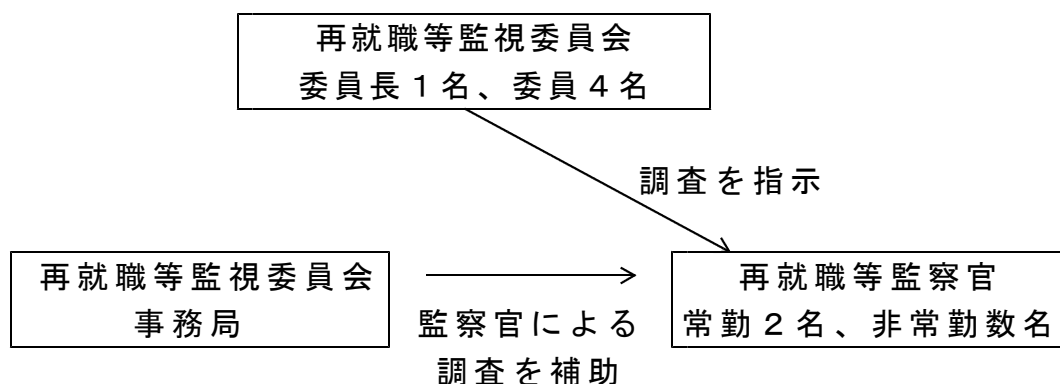


【職務内容等の紹介】



- ・ 再就職等監視委員会の下に、再就職等監察官の業務を統括する常勤の再就職等監察官2名と、数名の非常勤の再就職等監察官とが置かれています。事務局の職員が調査員として再就職等監察官の調査を補助します。
- ・ 再就職等規制違反の疑いが生じた場合には、委員長が指名する常勤又は非常勤の再就職等監察官が調査権限を行使します。
- ・ 調査に当たっては、常勤の再就職等監察官や補助を行う事務局職員と打ち合わせの上、関係者へのヒアリングや証拠書類の収集その他必要な調査を実施して、事実認定及び規制違反に係る検討を行い、再就職等監視委員会への報告書案をまとめます。
- ・ 再就職等監視委員会への報告は常勤の再就職等監察官が行いますが、事案を担当した非常勤の再就職等監察官も委員会に同席し、委員長及び委員の求めに応じて説明・意見を述べます。